おける加入電話の新規申込み、移転等の受付又は割引サービス等の受付若しくは販売に係る原価	２号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価
⑵　販売部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第１号イ及びハに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、当該第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの
［略］	
⑷　代理店営業部門における	施行規則第14条第１号ロ並びに第

	２号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価
⑵　［同左］	施行規則第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第１号イ及びハに規定する基礎的電気通信役務に係る原価のうち、当該基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの
［同左］	
［同左］	施行規則第14条第１号ロ並びに第